



メンバー向け
高額で安心!

独自の高額補償
セットプラン



ANAマイレージクラブ 海外赴任サービス

AIG損保の

海外長期滞在者向け保険

海外赴任者・研究者・社会人留学生向け海外旅行保険

- この保険プランはANAマイレージクラブ「海外赴任サービス」メンバー向けの独自のセットプランになっております。
- 3か月から(1か月単位で)最長3年間までの長期滞在に対応しています。
- すでに会社で加入している補償に上乘せし、補完するプランをご用意させていただいております。

ここに
注目!!

窓口での支払いのないキャッシュレス・メディカルサービス。

米国を中心に、世界55万ヶ所以上の医療機関で、その場で自己負担することなく治療を受けていただけるサービスです。

ここに
注目!!

米国における長期滞在の場合、「賠償責任」への備えも重要です。

他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えたケース以外にも、失火によるアパートなどの借用住宅に対する損害賠償責任や、自動車事故による損害賠償責任(現地の自動車保険で支払い切れない場合など)についても補償可能です。



3つの特長

1 ケガ・病気補償が充実

- 海外旅行で最も多いトラブルであるケガ・病気の治療を充実補償
- 治療・救援費用を無制限※に補償する「インフィニティプラン」で安心サポート

※無制限とは治療・救援費用の補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限にすることであり、治療・救援費用を終身補償するものではありません。

2 長期滞在ならではのトラブルに対応

- 長期滞在者向けの特約により
 - ・住居内の家財や身の回り品の盗難・破損
 - ・借家の火災による家主への賠償責任など現地でアパートなどを借りて生活する場合のトラブルもしっかりカバー
- 生活習慣の異なる海外では、日常生活のちょっとしたトラブルにも注意が必要。思いもよらない高額な賠償金を請求される事も・・・
- 海外長期滞在者向け保険は、総合的な賠償責任補償がセットされています。
- ご家族の死亡・危篤による一時帰国費用(オプション、保険期間3か月以上にセット可能)

3 24時間日本語対応のコールセンターが トラブル時にサポート — アシスタンス・サービス

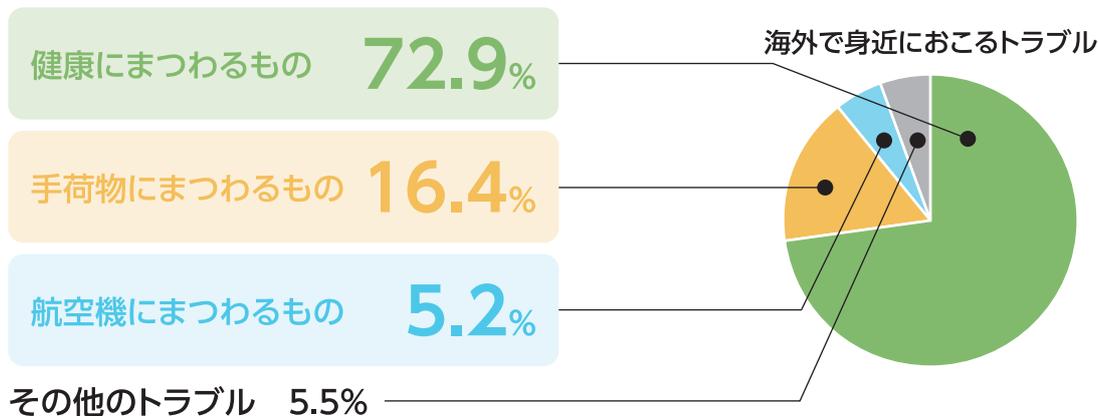
状況に合わせて、スピーディーに対応

- 医療機関の紹介・手配、通訳手配
- キャッシュレス・メディカルサービス
- パスポートやクレジットカードなどの紛失・盗難時の手続きのご案内

など

～出国前にご確認いただきたい大切な事柄～

海外渡航の際に必要な補償をご存知ですか？



2016年度事故支払件数実績に基づくデータです。(2016年度弊社実績)

健康にまつわるものは、「治療・救援費用」、「疾病治療」、「傷害治療」、「緊急歯科治療費用」の支払件数の全支払件数に占める割合です。

手荷物にまつわるものは、「携行品損害」の支払件数の全支払件数に占める割合です。

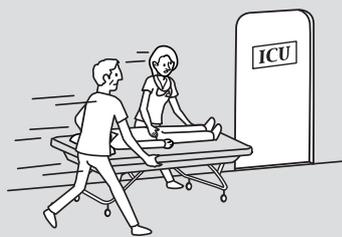
航空機にまつわるものは、「航空機遅延」、「航空機寄託手荷物遅延」、「旅行事故緊急費用」の支払件数の全支払件数に占める割合です。

海外でのトラブルの**72.9%**は健康にまつわるものです

治療・救援費用が無制限*の「インフィニティプラン」で安心!!

インフィニティプランなら、もう自己負担の心配はありません!

このような海外での事故が報告されています。



● ハワイ

脳卒中で倒れICU(集中治療室)に緊急搬送。17日間現地で入院の後、医療専用機で日本へ搬送。

約 2,374万円



● アメリカ

急性心筋梗塞で倒れる。現地で2度の手術を受け、約40日間入院。医療専用機で日本へ搬送。

約 5,105万円



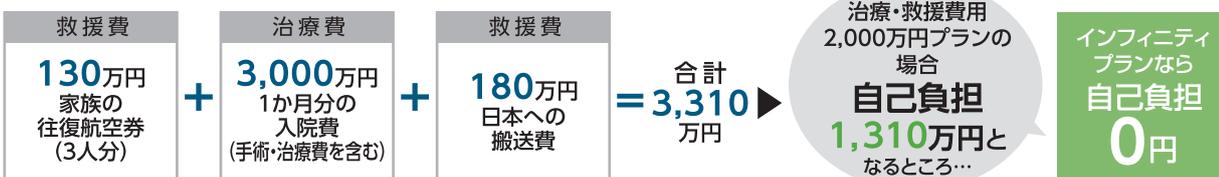
● カンボジア

観光中に遺跡から転落、右後頭部骨折。タイへ緊急搬送後、ICUで治療。ドクター付き添いのもと、車椅子で帰国。

約 634万円

2013年度・2014年度 弊社調べ

例 アメリカ旅行中に脳卒中で入院。急きょ家族3人を呼び、手術を行う。その後1か月、ICUでの入院を経て、医師同伴で帰国した。



*無制限とは治療・救援費用補償特約の保険金額(支払限度額)を無制限とすることであり、治療・救援費用を終身補償するものではありません。

主な補償の内容

治療・救援費用



階段で転倒して骨折



盲腸で入院



ケガや病気で長期入院し
日本から家族が現地に駆けつける

治療・救援費用

- ・旅行行程中にケガや病気で治療を受けた場合(旅行行程終了後72時間以内に病気の治療を開始した場合を含む)の治療費のお支払いや、3日以上入院または搭乗中の飛行機が遭難し、日本から親族(その代理人を含みます。)が現地に行く場合など
- ・旅行行程中に行方不明になったり、誘拐にあった場合に、親族(その代理人を含みます。)が現地へ行く費用、捜索・救助費用など(300万円限度)を補償

家族総合賠償責任

(被害者治療費用がセットされています。)
(保険期間32日以上のご契約の場合)

旅行行程中に他人にケガをさせたり、あやまってお店の品物を壊してしまったり、ホテルの部屋を水浸しにしてしまい、法律上の損害賠償責任を負った場合など
また、失火によるアパートなどの借用住宅に対する損害賠償責任、自動車事故による損害賠償責任(現地の自動車保険で支払い切れない場合など)について補償、また、損害賠償責任の有無に関係なく、住宅内で来客などがケガをした場合に負担した治療費用も補償

右頁
参照

生活用動産の補償

生活用動産補償(注)

(注)生活用動産(パスポートを含みます。)の紛失または置き忘れによる損害については保険金をお支払いできません。



買い物中にスマートフォンを盗まれた



カメラを落とし、壊してしまった

生活用動産(長期用)

(家財・身の回り品など1個あたり10万円限度)
(乗車券・航空券などの場合は5万円限度)
(保険期間32日以上のご契約の場合)

旅行行程中に携帯するスーツケース、カメラ、時計などを盗まれたり、あやまって落として破損した場合や、パスポートの盗難により再取得する場合など
また、アパートなどの居住施設または宿泊施設に保管中の物が盗難などの偶然な事故によって損害を受けた場合など

緊急一時帰国費用

【オプション】

(保険期間3か月以上にセットできます。)

旅行行程中に家族※1の死亡・危篤などにより一時帰国した場合に、往復の交通費、宿泊費などを補償(海外渡航前からすでに入院中であつたり、治療を受けている疾病などが原因となるものは対象となりません。)

また、「家族緊急一時帰国費用」を追加することによって、帯同される家族※2の費用も補償

※1 配偶者または2親等以内の親族

※2 配偶者、子、または被保険者と生計を共にする3親等以内の親族

航空機寄託手荷物遅延

(保険期間32日以上のご契約の場合)

旅行行程中、搭乗時に航空会社に預けた手荷物が、到着後6時間以内に目的地に運搬されなかった場合

航空機遅延費用

(保険期間32日以上のご契約の場合)

旅行行程中に悪天候や機体の異常などの理由で、搭乗予定の航空機が6時間以上遅延したり、欠航・運休になった場合など

総合的な賠償責任補償

海外長期滞在者向け保険では、次の賠償責任補償がセットされています。

賠償責任補償

✓ 海外旅行保険・家族総合賠償責任

日常生活における第三者に対する損害賠償責任

海外赴任・留学中に他人にケガをさせたり、あやまってお店の品物を壊してしまったり、ホテルの部屋を水浸しにしてしまい、法律上の損害賠償責任を負った場合など
支払限度額(1事故あたり)

1億円限度
家族総合賠償責任

失火による家主に対する損害賠償責任 (借用住宅火災賠償)

失火により借家を全焼させてしまった場合など
支払限度額(1事故あたり)

1億円限度
家族総合賠償責任

自動車事故による損害賠償責任

休日にドライブをしていて、あやまって人をはねてしまった場合など
支払限度額(1事故あたり)
※自己負担額または現地の自動車保険で支払われる金額のいずれか高い額を超えた部分の損害賠償金をお支払いします。

自己負担額

事故発生地
(いずれも属領、信託統治を含みます。)

北米、 ハワイ、 グアム、 サイパン	ヨーロッパ、 オセアニア	アジア、 中南米、 アフリカ、 中東、 その他
US\$ 250,000	US\$ 100,000	US\$ 30,000

1億円限度
家族総合賠償責任

一時的に預かった他人のものを損壊して 負担する損害賠償責任(受託財物賠償)

自宅のホームパーティーでゲストから預かったコートにしみをつけてしまった場合など
支払限度額(1事故あたり)

10万円限度
家族総合賠償責任

住宅内で来客が不注意でケガをしたときに 負担した治療費(被害者治療費用)

住宅内で来客が不注意でケガをした場合など
支払限度額(被害者1名につき)

20万円限度
被害者治療費用

〈ご注意〉

自動車事故による損害賠償責任の補償については、事故発生地別免責金額(自己負担額)または現地自動車保険などの第一次保険契約で支払われる金額のうち、いずれか高い額を超えた部分の損害賠償金が支払対象となります。(現地の自動車保険等に加入する必要があります。)

アシスタンス・サービス

アシスタンスセンターでは、24時間・365日、日本語対応で、ご契約者の皆さまからのご相談に応じてサービスをご案内しています。

アシスタンスセンターにおまかせ!!

■ 自社で「アシスタンスセンター」を運営

保険知識を持った社員が、お客さまの契約内容を確認しながらスピーディーに対応します。

■ 同一拠点に保険金支払部門を配置

お客さまの問い合わせから保険金のお支払いまでスムーズかつスピーディーに対応します。

■ グローバルネットワーク

AIGグループは、世界の保険業界のリーダーであり、さまざまな国や地域でお客さまにサービスを提供しています。例えば、AIGのメディカルチームにおいては24時間医師と連絡が可能で、搬送が可能かどうかなど、医師の判断が必要な事案もスピーディーに対応します。



海外での「困った」に24時間日本語でお応えします。

病気やケガに関するアシスタンス

- キャッシュレス・メディカルサービス
- 医療情報の提供
- 医師・病院の紹介、手配
- 電話による医療通訳サービス
- 入院・転院の手配
- 緊急移送時の輸送機関の手配
- 付添医師・看護師の手配
- 入院時のご家族への状況報告
- 捜索・救援機関の紹介・手配、救援者のホテルなどの手配、遺体移送

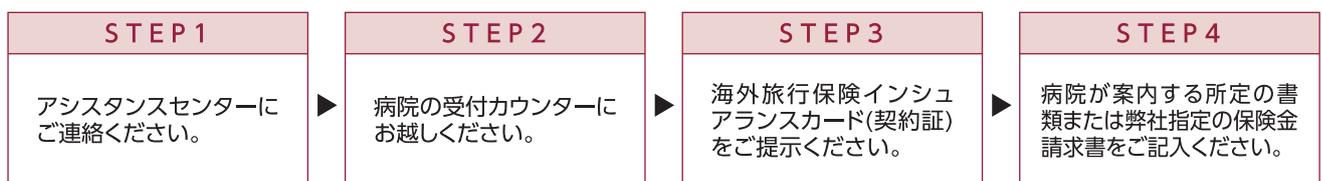
事故相談サポート

- パスポートやクレジットカードなどの紛失・盗難時の手続きのご案内
- 保険金請求手続きに係わるご相談受付

キャッシュレス・メディカルサービスとは…

米国を中心に、世界55万か所以上の医療機関で、その場で費用を自己負担することなく治療を受けていただけるサービスです。お手元に現金をお持ちでなくても、安心して治療が受けられます。

■ ご利用方法



■ ご利用に際しての注意

- ※アシスタンスセンターでは、ご連絡いただいた内容をもとにお客さまの状況に適したサービスをご案内します。
- ※保険の対象とならない費用や保険金額を超えた費用は自己負担となります。
- ※国・地域・医療機関などの事情によりご希望のサービスをご利用いただけない場合があります。
- ※「緊急歯科治療費用」についてはキャッシュレス・メディカルサービスはご利用いただけません。
- ※サービスの内容や範囲は予告なく変更・中止することがあります。

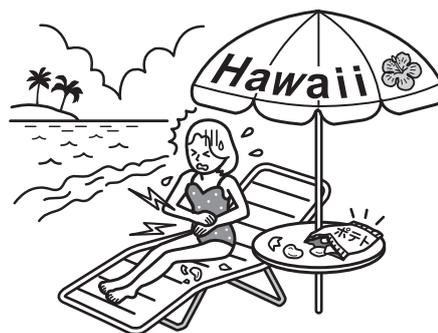
Webによる総合ヘルスケア相談サービス Doctors Me

「安心をもっと身近に」というコンセプトのもと、健康への様々な悩みをWebによるサービスでサポートします。
インターネットが利用可能な場所で、いつでも相談いただけます。

海外滞在中のお悩みに…

こんな時にご利用ください

- ・海外で処方された薬に不安がある。
- ・小さな子供の体調が悪い、病院に行くほどでもないが相談したい。
- ・メンタルヘルスの相談を匿名で相談したい。
- ・出張先で感染症が流行している、予防方法を知りたい。



スマートフォンから日本語で相談できます。

困ったらすぐ！プロの専門家にご相談！匿名で相談できます。
6種の専門家(医師、カウンセラー、薬剤師、歯科医師、栄養士、獣医師)が
相談に回答します。

- ※ ご質問には、原則24時間以内に回答します。
- ※ PCからもご利用いただけます。



Doctors Meサービス利用方法

■ご利用可能期間

海外旅行保険 加入期間中

■利用方法

海外旅行保険お申込み手続き完了後にお渡する「海外旅行保険 安心ガイド」で案内している海外旅行保険加入者向けDoctors Me利用案内ページへアクセスし、利用方法の詳細や注意事項を確認ください。

- ※本サービスは、AIG損害保険株式会社が株式会社アドメディカに委託してご提供します。
- ※Doctors Me(ドクターズミー)は株式会社アドメディカの商標登録です。
- ※サービスは、今後予告なく変更または中止することがあります。
- ※引受けをお断りしている国や地域(申込書の告知事項欄に記載されています。)ではご利用いただけません。
- ※海外で利用される際には、Wi-Fi環境でアクセスされることをお勧めします。

△ ご注意

- この保険は社会人留学や研究、駐在の目的をもって、自宅を出発してから自宅に帰着するまでの損害を補償の対象としています。したがって、次の場合にはお引受けできませんので、予めご了承ください。(ご加入に際し、確認のためパスポート・ビザのご提示が必要となる場合があります。)
 - 渡航後(旅行期間の途中から)の加入をご希望の場合
 - 帰国予定が不明確な場合
 - 日本国外で永住権をもって移住される場合(アメリカのグリーンカード保持者など) など
- 申込書の記入内容によっては、お引受けできない場合またはご契約タイプを変更いただく場合があります。
 - 保険期間開始日のご年齢満69才以下で、現症・既往症(※)のない方を対象としています。対象とならない方には、別途ご契約タイプをご用意しておりますので、取扱代理店または弊社へお問い合わせください。
(※)現症・既往症とは、次の場合をいいます。 ●現在、ケガや病気で医師の治療、投薬を受けているか、または医師から精密検査、定期的な診察、治療、投薬のいずれかをすすめられている。 ●これまで継続して1か月以上入院したこと、または脳疾患、心疾患、ガンを患ったことがある。
 - 申込人と旅行者(被保険者)が異なり旅行者(被保険者)の同意の署名が無い場合、または旅行者(被保険者)が旅行出発日時時点で満15才未満の場合は、同一の補償内容を提供する他の保険契約や共済とそれぞれ合算して傷害死亡保険金額および疾病死亡保険金額は、駐在の場合は1,000万円、留学の場合は3,000万円を上限とさせていただきます。
 - お申込みの際にお伺いした内容によっては、お引受けのできない場合がありますので取扱代理店または弊社へお問い合わせください。
- 保険期間3か月以上の契約には「一時帰國中補償特約」が自動でセットされます。
保険期間の中途において一時帰国※した場合でも旅行行程中とみなし、帰国中も傷害死亡、傷害後遺障害、治療・救援費用、疾病死亡、個人賠償責任が補償されます。
※一時帰国とは、旅行先・滞在先(以下「現地」といいます。)から連絡・休暇等の理由で保険期間中に再びその現地へ出発することを条件として、一時的に帰国することをいいます。

延長・更新、解約について

- 保険契約の延長・更新の場合には、満期前に必ずお手続きください(満期を過ぎてしまいますと、被保険者ご本人様が海外に滞在したままでの延長・更新はできませんのでご注意ください)。延長・更新手続き(申込み、保険料の払い込みなど)は、被保険者ご本人様の委任を受けた日本における代理の方(ご家族・知人など)を介して、取扱代理店または弊社へお申し出ください。ただし、延長・更新時の保険金請求内容・告知内容により、ご契約の延長・更新ができない場合がありますので、予めご了承ください。
- 保険契約を解約される場合には、取扱代理店または弊社へご連絡ください。

解約保険料は、契約者から書面によりご連絡いただいた日を「解約請求日」とし、満期(保険終期)までの未経過保険期間に対する保険料を返還します。ご契約の保険期間が2か月以上の場合、未経過保険期間に対する保険料を1か月単位で返還しますので、未経過保険期間が1か月未満の場合には返還保険料がありませんので、予めご了承ください。

(例) LB5(北米)タイプを保険期間1年で加入、保険期間10か月で解約する場合

保険期間	10か月まで	1年まで
保険料	260,770円	306,320円

差額保険料を返還します。

(306,320円-260,770円=45,550円) ←

加入(付保)証明書発行サービスについて

留学手続き、滞在許可証(VISA)申請などで、学校や大使館より加入(付保)証明書の発行を求められることがあります。その場合には、ご契約された取扱代理店または弊社へご連絡ください。

- ご連絡いただく内容…①お名前、ご住所(滞在先)、お電話番号(滞在先) ②契約証番号 ③加入(付保)証明書提出先、用途 ④種類(英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語、イタリア語、ポルトガル語からお選びください。) ⑤郵送先(FAXの場合は、FAX NO.をお教えください。)



基本となる補償

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
<p>傷害死亡 保険金</p>	<p>旅行行程中のケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。 (注)同一のケガにより、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合には、その額をご契約の保険金額から控除してお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車などの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など)
<p>傷害 後遺障害 保険金</p>	<p>旅行行程中のケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、ご契約の保険金額の3%～100%をお支払いします。 (注)お支払いする保険金は、保険期間を通じて合算し、ご契約の保険金額が限度となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠・出産・早産 ●特に危険な運動中のケガ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など) ●自動車、オートバイなどの乗用具を用いて競技などを行っている間のケガ ●戦争・革命・内乱 ●放射線照射・放射能汚染 など
<p>治療・救援 費用保険金</p>	<p><傷害治療費用部分> 旅行行程中のケガにより、医師の治療を受けた場合に、事故日を含めて180日以内に実際に負担した費用をお支払いします。(1事故につき、ご契約の保険金額限度)</p> <p><疾病治療費用部分> 次のいずれかに該当した場合に、治療開始日を含めて180日以内に実際に負担した費用をお支払いします。(1回の病気につき、ご契約の保険金額限度)</p> <p>①旅行行程中または旅行行程終了後72時間以内に発病した病気^(※1)により、旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合</p> <p>②旅行行程中に感染した感染症^(※2)により旅行行程の終了日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始した場合</p> <p><救援費用部分> 被保険者が次のいずれかに該当し、ご契約者、被保険者またはその親族が負担した費用をお支払いします。(1事故につき、ご契約の保険金額限度)</p> <p>①旅行行程中のケガにより事故日を含めて180日以内に死亡した場合</p> <p>②旅行行程中に病気または妊娠、出産、早産、流産を原因として死亡した場合</p> <p>③旅行行程中に発病した病気^(※3)が原因で旅行行程の終了日を含めて30日以内に死亡した場合</p> <p>④旅行行程中のケガまたは旅行行程中に発病した病気^(※3)が原因で継続して3日以上入院した場合(ファミリープランの場合、一部の費用については入院日数にかかわらず支払対象となるものがあります)</p> <p>⑤旅行行程中に搭乗中の航空機もしくは船舶が行方不明もしくは遭難した場合、旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合、または捜索・救助活動が必要な場合</p> <p>⑥旅行行程中に誘拐された場合、または行方不明になった場合(300万円上限) など</p> <p>(※1)その原因が旅行行程中に発生したものに限り、ただし、保険期間が31日までのご契約に限り、「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」で補償できる場合には、支払対象となります。</p> <p>(※2)「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条に規定する一類感染症から四類感染症および2020年7月31日以降、新型コロナウイルス感染症をいいます。</p> <p>(次ページへ続く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●自殺行為^(※1)、犯罪行為または闘争行為 ●自動車などの無資格運転^(※1)、酒気帯び運転^(※1)、麻薬などを使用しての運転 ●妊娠・出産・早産^(※2)による疾病および歯科疾病^(※3)の治療 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療 ●特に危険な運動中のケガ(ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など) ●自動車、オートバイなどの乗用具を用いて競技などを行っている間のケガ ●戦争・革命・内乱 ●放射線照射・放射能汚染 など <p>(※1)その行為の日を含めて180日以内に死亡した場合の救援費用を除きます。</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
治療・救援費用保険金	<p>(※3) 旅行行程中に医師の治療を開始した場合に限ります。ただし、保険期間が31日までのご契約に限り、「疾病に関する応急治療・救援費用補償特約」で補償できる場合には、支払対象となります。</p> <p>【お支払いする保険金】 次の費用の額をお支払いします。 ＜傷害・疾病治療費用部分＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 診察費^(※4)、緊急移送費、治療を要する場合において医師の指示によりホテルで静養するときのホテル客室料、入院・通院のための交通費および通訳雇入費 ● 入院により必要となった国際電話料や身の回り品購入費(身の回り品購入費は5万円限度、合算で20万円限度) ● 医師の治療を受けた結果、旅行行程を離脱した場合、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために実際に負担した交通費・宿泊費^(※5) ● 法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用 <p>＜救援費用部分＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 捜索救助費用 ● 現地までの救援者の往復交通費(3名分まで) ● 救援者の宿泊料(3名分まで、かつ1名につき14日分限度) ● ファミリープランの場合、被保険者が前記＜救援費用部分＞の①から⑤までを理由に旅行行程を離脱した場合に付添者が旅行行程に復帰または直接帰国するために現実に支出した交通費・宿泊費(14日分限度) ● 現地からの移送費用 ● 遺体処理費用^(※6)(100万円限度) ● 救援者の渡航手続費、現地での交通費・通信費などの諸雑費(合計で20万円限度。ファミリープランの場合は40万円限度) <p>(※4) 保険金請求のために必要な医師の診断書料を含みます。 (※5) 払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額があるときは、その金額を差し引きます。 (※6) 花代、読経代および式場費などの葬儀費用など、遺体の処理とは直接関係がない費用は含みません。</p>	<p>(※2) 保険期間が31日までのご契約に限り、「妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約」が自動的にセットされ、妊娠初期の異常により医師の治療を開始した場合には支払対象となります。ただし、妊娠満22週以後に発生したものを除きます。</p> <p>(※3) 保険期間が31日までのご契約で「緊急歯科治療費用補償特約」がセットされている場合、旅行行程中の歯科疾病症状の急激な発症・悪化については、10万円を限度に補償されます。</p>
疾病死亡保険金	<p>次のいずれかに該当した場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 旅行行程中に病気により死亡した場合 ● 旅行行程中または旅行行程終了後72時間以内に発病した病気^(※1)により、旅行行程の終了日を含めて30日以内に死亡した場合^(※2) ● 旅行行程中に感染した感染症^(※3)により、旅行行程の終了日を含めて30日以内に死亡した場合 <p>(※1) その原因が旅行行程中に発生したものに限りします。 (※2) 旅行行程終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始したものに限りします。 (※3) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条に規定する一類感染症から四類感染症および2020年7月31日以降、新型コロナウイルス感染症をいいます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 故意または重大な過失 ● 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ● 戦争・革命・内乱 ● 放射線照射・放射能汚染 ● 妊娠・出産・早産 ● 歯科疾病 <p style="text-align: right;">など</p>

その他の補償

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合									
<p>家族総合賠償責任および被害者治療費用</p>	<p>次の場合に保険金をお支払いします。</p> <p><家族総合賠償責任部分></p> <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者が、海外滞在中に次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合。ただし、自動車の所有・使用・管理に起因する損害については、損害賠償金が現地自動車保険の支払額を超過した場合に限ります。 <ul style="list-style-type: none"> ①住宅の所有・使用・管理に起因する事故 ②日常生活に起因する事故 ●海外滞在中に渡航の目的のために供される宿泊施設、居住施設などの所有・使用・管理に起因する偶然な事故によって、次のような損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合 <ul style="list-style-type: none"> ①ホテルなどの宿泊施設の客室に与えた損害（セイフティボックスのキーおよびルームキーを含みます。） ②レンタル業者から直接借り入れた旅行用品または生活用品に与えた損害 ③火災・爆発・破裂および漏水、放水または溢水による水漏れにより住宅に与えた損害 ●住宅内に一時的に預かった物（パーティー招待客のコートなど）を損壊（盗難を除きます。）し、法律上の損害賠償責任を負った場合 <p><被害者治療費用部分></p> <p>法律上の賠償責任はなくても、住宅内で来客などがケガをしたり、日常生活に起因して他人にケガをさせて、その治療費用を負担した場合</p> <p>（注）これらの特約はご家族も被保険者となります。</p> <p>【お支払いする保険金】</p> <p><家族総合賠償責任部分></p> <p>損害賠償金（1事故につき、ご契約の保険金額限度）。ただし、住宅内で一時的に預かったものに与えた損害については10万円を限度とします。また、訴訟費用などは、自動車事故を除き、別枠でお支払いします。</p> <p>（注1）自動車事故については、次表の事故発生地別免責金額（自己負担額）または現地自動車保険などの第一次保険契約で支払われる金額のうち、いずれか高い額を超えた部分の損害賠償金が支払対象となります。</p> <table border="1" data-bbox="384 1137 1123 1218"> <thead> <tr> <th colspan="3">事故発生地（いずれも属領、信託統治を含みます。）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北米、ハワイ、グアム、サイパン</td> <td>ヨーロッパ、オセアニア</td> <td>アジア、中南米、アフリカ、中東、その他</td> </tr> <tr> <td>US\$250,000</td> <td>US\$100,000</td> <td>US\$30,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注2）賠償金額の決定には、事前に弊社の承認を必要とします。</p> <p><被害者治療費用部分></p> <p>被害者1名につき、補償限度額を限度として、事故の日から1年以内に要した治療費をお支払いします。</p>	事故発生地（いずれも属領、信託統治を含みます。）			北米、ハワイ、グアム、サイパン	ヨーロッパ、オセアニア	アジア、中南米、アフリカ、中東、その他	US\$250,000	US\$100,000	US\$30,000	<p><家族総合賠償責任部分></p> <ul style="list-style-type: none"> ●故意 ●職務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ●同居の親族に対する損害賠償責任 ●船舶、航空機の所有・使用・管理による損害賠償責任 ●心神喪失による損害賠償責任 など <p><被害者治療費用部分></p> <ul style="list-style-type: none"> ●職務遂行に直接起因する他人の身体障害 ●同居の親族の身体障害 ●船舶、航空機・自動車の所有・使用・管理による他人の身体障害 ●心神喪失による他人の身体障害 など
事故発生地（いずれも属領、信託統治を含みます。）											
北米、ハワイ、グアム、サイパン	ヨーロッパ、オセアニア	アジア、中南米、アフリカ、中東、その他									
US\$250,000	US\$100,000	US\$30,000									
<p>生活用動産補償（長期契約用）</p>	<p>海外現地の宿泊・居住施設に保管中の家財（※）および通学・買物・旅行などの際に携行している身の回り品（※）が、火災・盗難などの偶然な事故により損害を受けた場合、家財・身の回り品など1個（1組または1対）あたり10万円（乗車券・航空券などは5万円）を限度として、時価額で算定した損害の額または修繕費をお支払いします。（時価額を限度とし、また同一保険年度ごとに、ご契約の保険金額限度）</p> <p>（※）被保険者が旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借りた物を含みます。</p> <p>（注1）現金、小切手、クレジットカード、定期券、義歯、コンタクトレンズ、各種書類、データ・ソフトウェアなどの無体物、サーフィンなどの運動を行うための用具、仕事のためだけに使用する物などは含みません。</p> <p>（注2）旅券については、その再発給または渡航書発給の費用（領事官に納付した発給手数料、事故地から最寄りの在外公館所在地までの交通費、および同地におけるホテル客室料など）をお支払いします。（1事故につき5万円限度）</p> <p>（注3）この特約は、「賠償責任・生活用動産の家族補償特約（長期契約用）」が自動セットされ、ご家族も被保険者となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●自動車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転 ●自然の消耗またはさび、変色、欠陥 ●電氣的事故、機械的的事故 ●置き忘れ・紛失 ●すり傷・塗料のはがれなど、機能に支障をきたさない外観のみの損傷 など 									

「家族総合賠償責任補償特約」・「被害者治療費用補償特約」・「生活用動産補償特約（長期契約用）」において、被保険者の範囲は、本人（※）および日本国外に居住する次の方となります。

①本人の配偶者 ②本人または本人の配偶者と生計を共にする同居の親族 ③本人または本人の配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

（※）保険申込書・契約画面の被保険者欄に記載の方を「本人」といいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
航空機寄託手荷物遅延	<p>旅行行程中に携行する身の回り品で航空機^(※1)の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物が、航空機が目的地に到着後6時間以内にその目的地に運搬されなかった場合、航空機到着後96時間以内に被保険者が実際に負担した必要不可欠な衣類、生活必需品、身の回り品の購入費^(※2)をお支払いします。(1回の寄託手荷物遅延につき、10万円限度)</p> <p>(※1) 定期航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機に限ります。 (※2) 貸与を受けた場合の費用を含みます。</p> <p>(注) 寄託手荷物が被保険者のもとに到着した時以降に購入し、または貸与を受けたことによる費用は除きます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●故意もしくは重大な過失または法令違反 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●戦争・革命・内乱 ●放射線照射・放射能汚染 <p style="text-align: right;">など</p>
航空機遅延費用	<p>次のいずれかに該当した場合、出発地（または乗継地・着陸地）において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間に被保険者が実際に負担した費用をお支払いします。(1回の出発遅延など、または乗継遅延につき、2万円限度)</p> <p><出発遅延など></p> <ul style="list-style-type: none"> ●搭乗予定の航空機について以下の事由が生じ、出発予定時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できない場合 <ul style="list-style-type: none"> ①6時間以上の出発遅延 ②欠航・運休 ③航空運送事業者の搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能 ●搭乗していた航空機の着陸地変更により、着陸時刻から6時間以内に代替となる他の航空機を利用できない場合 <p><乗継遅延></p> <ul style="list-style-type: none"> ●航空機を乗り継ぐ場合で、搭乗していた到着機の遅延により乗継の予定だった出発機に搭乗できず、搭乗していた到着機の到着時刻から6時間以内に出発機の代替となる他の航空機を利用できないとき <p>【お支払いする保険金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ホテルなど客室料、食事代 ●ホテルなどへの移動に要するタクシー代などの交通費、航空機の代替となる他の交通手段を利用したときの費用 ●国際電話料など通信費 ●目的地における旅行サービスの取消料 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●故意もしくは重大な過失または法令違反 ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●戦争・革命・内乱 ●放射線照射・放射能汚染 <p style="text-align: right;">など</p>

その他の補償

(保険期間3か月以上)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
<p>緊急一時帰国費用</p>	<p>海外渡航期間中に生じた次の事由により一時帰国したとき、実際にご負担した費用をお支払いします。</p> <p>①配偶者または2親等以内の親族の死亡 ②配偶者または2親等以内の親族の危篤 ③配偶者または2親等以内の親族の搭乗する航空機または船舶の遭難・行方不明 (注1) 前記の事由が生じた日を含めて10日を経過した日までに一時帰国し、かつ、帰国日(入国手続きを完了した日)を含めて30日以内に再び海外の居住地へ戻ることが支払要件となります。</p> <p>【お支払いする保険金】 次の費用の額をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●往復交通費 ●宿泊料(14日分限度) ●通信費、渡航手続費、一時帰国した地における交通費などの諸雑費(宿泊料と合計で20万円限度) <p>(注2) 同一の事由により複数回帰国した場合は、2回目以降の帰国に要した費用は支払対象外となります。ただし、同一の配偶者または2親等以内の親族の危篤により2回以上帰国した場合で、2回目の一時帰国後30日以内に死亡した場合は、2回目の一時帰国についても支払対象となります。</p> <p>(注3) ご契約者、または被保険者が勤務先の慶弔規定などにより給付を受ける場合は、その額を差し引いた額をお支払いします。</p> <p><家族緊急一時帰国費用追加補償特約をセットする場合> 被保険者に帯同する家族(配偶者、子、または被保険者と生計を共にする3親等以内の親族)が一時帰国した場合に支出した費用を、追加してお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●次の事由によって生じた費用に対しては、保険金をお支払いしません。 <ul style="list-style-type: none"> ・故意または重大な過失 ・海外渡航期間開始前に発病した病気 ●配偶者または2親等以内の親族に「保険金をお支払いする主な場合」①②の原因または③が生じる前に購入または予約していた航空券などを利用して一時帰国した場合 など

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒150-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

お問い合わせ・お申し込みは

午前9時～午後6時（土・日・祝日・年末年始を除く）

TEL.03-3281-4512

FAX.03-3281-4513

取扱代理店／（株）マーガレットリバーズ

〒104-0028 東京都中央区八重洲2-8-10 松岡八重洲ビル4階

E-Mail: mizoguchi@mgrs.co.jp

担当：溝口

<http://www.faminet.net/aiu/>

